

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 18 日

都道府県民生主管部（局）  
後期高齢者医療制度主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業についての  
Q & A（追加分）」の送付について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の本格施行に向けて、広域連合、市町村等の取組が円滑に行われるよう、令和元年10月25日付け事務連絡で、「令和2年度以降高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための特別調整交付金交付基準として考えられる案」を送付したところです。

この「特別調整交付金交付基準として考えられる案」に即して、令和元年10月29日付け事務連絡で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業についてのQ & Aの送付について」を発出したところですが、10月及び11月に各広域連合ブロックにおいて行いました行政説明の質疑等を元に「Q & A（追加分）」として作成いたしましたので、業務の参考としてください。

なお、交付基準等については、引き続き検討を進めており、「Q & A」につきましても、今後、先に送付したものと併せて、必要な修正等を行い、交付基準確定後、正式に事務連絡で全体版を発出する予定ですので、申し添えます。

併せて、都道府県におかれましては、管内市区町村に対し、情報提供されるようお願いいたします。

## 目次

【企画・調整等を担当する医療専門職】	問 1～4
【地域を担当する医療専門職】	問 5～9
【医療専門職（その他）】	問 10・11
【その他の経費】	問 12～15
【関係機関・関係団体への委託】	問 16
【事業の実施方法等】	問 17～20

【企画・調整等を担当する医療専門職】

(問1) 企画・調整等を担当する医療専門職については「年間を通じて当該業務に従事する」とあるが、年度途中からの配置でもよいのか。

(答)

年度途中からの配置でも差し支えないが、実際に配置される期間に応じて1年間を按分し、交付基準における上限額に乗じることで、人件費を積算していただきたい。

(問2) 企画・調整等を担当する医療専門職の配置に当たり、「一体的な実施の推進体制」を組織的に担保したことの裏付けとして、当該市町村の事務分掌規則や専決規程の整備、兼職発令等が必要となるか。

(答)

特別調整交付金の交付等に当たり、必ずしも、配置された医療専門職の役割等に関して事務分掌規則や専決規程といった規定の見直しを求めるものではないが、委託事業の適正な実施等を確認するため、広域連合等において、市町村に配置された医療専門職が、一体的実施の業務に従事しているかどうかの確認等を行う必要が生ずることも考えられる。このため、市町村においては、適宜、事務分掌規則や兼職発令等の記録等については記録保管しておくことが望ましい。

(問3) 企画・調整等を担当する医療専門職合計2名がそれぞれ業務按分で1/2ずつ当該委託業務に従事する場合は、1名分相当として委託費を交付してよいか。

(答)

企画・調整等を担当する医療専門職については、あくまで、常勤の専従職員1名分の配置が特別調整交付金の交付対象となるものであり、専従以外の職員については特別調整交付金の交付対象とはならない。なお、当該企画・調整等の業務の一部を、専従職員以外の職員が協力して担うことは、何ら差し支えないものである。

(問4) 企画・調整等を担当する医療専門職の業務として、後期高齢者医療の被保険者のためのデータ分析や地域課題の把握などの業務を主たる業務として実施するが、74歳以下の国保加入者のデータ分析など、後期高齢者にいずれ移行する者に係る事務を補完的に担うことは可能か。

(答)

特別調整交付金の交付対象となる企画・調整等を担当する医療専門職については、常勤の専従職員の配置を求めるものではあるが、高齢者保健事業の企画・調整・分析の一環として、国民健康保険保健事業や地域支援事業等との間で連携・継続して高齢者保健事業を実施するために、国民健康保険保健事業や地域支援事業等の企画・調整やデータ分析等の業務の一部を併せて行うことは差し支えない。

【地域を担当する医療専門職】

(問5) 地域を担当する医療専門職に係る実働時間の積算に当たり、実際に個別的支援や通いの場における健康教室等の準備をしている内勤の時間についても、実働時間として認めて差し支えないか。

(答)

差し支えない。

(問6) 地域を担当する医療専門職が他の業務と兼務して当該業務を実施する場合の人員費の積算方法如何。

(答)

人員費については、①時間単価と②実働時間を乗じて積算するものとする。

①時間単価については、当該職員の給料及び扶養手当、地域手当、通勤手当等各種手当(退職手当、出張旅費、休業手当を除く)並びに共済費及び社会保険料の事業主負担分の各自治体における給与等の諸規程に基づく給与の年間総支給額を算出し、勤務時間、休暇等に係る諸規程等から年間所定稼働日と1日当たりの所定勤務時間を用いて、それぞれ算出した日数及び時間を乗じて得た時間で割って得た額とする。

②実働時間については、配置する医療専門職の週の稼働日数や1日当たりの所定勤務時間数等をもとに算定することとなるが、事後的に、業務日誌等に各医療専門職が記載した業務内容や就業時間数等の情報により、業務実施の内容を確認できるようにしておく必要がある。

なお、上記に準ずる方法であれば、時間単位ではなく、日額単価及び日数により積算しても差し支えない。

(問7) 地域を担当する医療専門職の person 費等について、既に介護予防事業(地域支援事業)において通いの場等に医療専門職を派遣し、健康教育・健康相談等を実施しているが、この場合であっても一体的実施の交付要件とされている通いの場等を活用した健康教育・健康相談等を実施していることとして扱われるか。(注:企画・調整・分析等の一連のプロセスを踏んで、通いの場等における健康教育・健康相談を既存の市町村事業を活用することとなる場合。)

(答)

一体的な実施に係る特別調整交付金の交付については、

- ① 企画・調整等を担当する医療専門職が事業の企画・調整、KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握等を行い、
- ② これに基づき、地域を担当する医療専門職が「高齢者に対する個別的な支援(ハイリスクアプローチ)」に掲げる取組を進めつつ、
- ③ その上で、「通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)」についても適正に取組を実施することが、

事業全体としての要件とされている。

お尋ねのとおり、KDB システム等の分析により把握した健康課題への対応を図るために支援メニューを検討するなど一連のプロセスを踏まえた上で、配置された医療専門職が通いの場等に積極的に関与し健康教室や健康相談を実施するなど、一体的な実施を推進する一環として介護予防事業等が実施されている場合には、事業全体としての交付要件を満たしているものと言える。

こうした要件に該当する場合には、「通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)」について高齢者保健事業以外の事業として他の財源(市町村単独事業や地域支援事業など)で実施している場合であっても、その他の業務に係る費用については、特別調整交付金の交付対象となり得る。

(問8) 第5の1(2)ア「二圏域に一の医療専門職が従事した場合には、一の医療専門職の person 費が対象になる」とされ、一方で、地域を担当する医療専門職は複数の日常生活圏域に複数の医療専門職の関与が認められているが、1人の医療専門職が複数の日常生活圏域に従事した場合に当該医療専門職の person 費が 350 万円を超える場合、当該 350 万円を超える person 費は交付対象となるか。

(答)

お尋ねについては、地域を担当する医療専門職が年間を通じて従事する費用として交付額の上限を一人当たり 350 万円とする趣旨であるから、当該医療専門職が複数の日常生活圏域に関与したかどうかに関わらず、一人当たりの交付限度額は 350 万円とする。

(問9) 企画・調整等を担当する保健師が地域にも赴くことで事業を実施できるような市町村でも、地域を担当する医療専門職の配置が必要か。

(答)

企画・調整等を担当する医療専門職が、年間を通じて企画・調整等の業務を進めつつ、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）についても直接関与し、適切に事業を進めることができる場合には、地域を担当する医療専門職が配置されていない場合であっても、特別調整交付金の交付対象となり得るものである。

ただし、企画・調整等以外の他の業務についても関与したかどうかに関わらず、企画・調整等を担当する医療専門職についての交付限度額は 580 万円である点に留意が必要である。

#### 【医療専門職（その他）】

（問 10） 交付基準額以上の給与の保健師を当該業務に配置する場合、交付基準額を超えた分の負担については、どのように考えるべきか。

(答)

医療専門職の給与が、地域の実情や配置する医療専門職の専門性等によって、交付基準額を超えることは差し支えないが、あくまでも特別調整交付金については交付基準額の 3 分の 2 を上限額としている点に留意されたい。

（問 11） 医療専門職が当該業務に従事していることについて、どのような記録方法等を想定されているのか。（業務日誌の作成・提出等が必要か。）

(答)

委託事業の適正な実施等を確認するため、広域連合等においては、市町村に配置された医療専門職が、一体的実施の業務に従事しているかどうかの確認等を行う必要が生ずることも考えられる。

このため、市町村においては、当該職員の出勤簿、当該医療専門職の事務分掌を示す規程等を適切に整理、保管しておく必要がある。

なお、地域を担当する医療専門職については、多岐にわたる高齢者保健事業の業務を効率的・効果的に進めるため業務日誌の作成を求めているところであり、当該日誌の内容により業務状況の確認等を行うことも考えられるため、適切に管理保管しておくことが望ましい。

（問 12） 地域を担当する医療専門職については、直接雇用の職員ではなく、派遣職員としても差し支えないか。

(答)

地域を担当する医療専門職の要件については、交付基準として考えられる案においてお示しした通りであり、市町村の希望する専門職種の新規採用が難しいケース等も想定されることから、交付基準として考えられる案においてお示した要件を満たす場合であれば、直接雇用の職員ではなく、派遣職員等により事業を実施することとしても差し支えない。

ただし、一体的な実施の推進に必要となる研修等については直接雇用の職員と同様に多様

な機会を設けるとともに、個人情報の取扱い等については適正な対応を求める等、効果的な高齢者保健事業の実施に支障を来さないような環境整備に努めること。

#### 【その他の経費】

(問 13) 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を展開する場合であっても、一体的実施を担当する医療専門職について、既に別の公費が投入されている等の事情から、後期高齢者の特別調整交付金の交付申請を行わないケースはあろうかと思うが、その場合でも、「その他経費」等の交付を受けることは可能か。

(答)

当該市町村において行っている事業全体が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、特別調整交付金交付基準に定める事業の交付要件を満たしている場合には、個別に「その他経費」のみの交付を受けることも可能である。

なお、この場合であっても、実施計画書に事業内容等を記載する必要がある点に留意が必要である。

(問 14) 「その他の経費」について、地域に配置する医療専門職が行う業務に関して、通いの場等において健康教育、健康相談等の事業を行う一環として、講師を招いて講話や指導を行う場合、講師謝金は交付対象となるか。

また、地域の元気な高齢者のためのフレイルサポーター等の住民を対象とする研修開催に係る費用は対象となるか。

(答)

「その他の経費」は、地域に配置する医療専門職の業務を実施する上で必要な経費として支出することを目的としたものであり、地域を担当する医療専門職を配置した上で、当該医療専門職の関与の下、通いの場等において健康教育、健康相談等の事業を行う一環として、講師を招いて講話や指導を行う場合、講師謝金は「その他の経費」の対象となる。

また、上記研修会開催費用等も「その他経費」の対象となる。

(問 15) 「その他の経費」について、一体的実施に伴う KDB システムの活用ための PC の追加購入費用、端末設置等の備品購入費や導入のための回線工事費、庁内の配線費等の通信インフラ費用、ライセンス料、国保連合会への負担金、事業を円滑に進めるための先進地視察は交付対象となるか。

また、物品購入費はどのようなものが交付対象となるか。

(答)

「その他経費」は、地域に配置する医療専門職の業務を実施する上で必要な経費であり、あくまでも専ら、各地域において当該高齢者保健事業を実施するに当たり必要となる経費である。

このため、KDBシステムの追加のためのPC購入費、端末設置等の備品購入費、導入のための回線工事費、庁内の配線費等の通信インフラ費用、ライセンス料は、対象とならない

が、血圧計など簡易な物品であって専ら地域に配置する医療専門職の業務の実施のために必要な物品であることが明確であれば、広域連合と市町村が協議の上、購入しても差し支えない。

特に、高額（概ね1万円以上）な物品については、その必要性や使用目的、使用期間等について広域連合と市町村が具体的に協議し、地域に配置する医療専門職の業務の実施のために必要な範囲であることを確認されたい。

また、当該高齢者保健事業以外の目的に使用しないよう、物品の購入に当たっては、1年以上継続して使用できるものについては、他の物品と明確に区別（見える位置にシールを貼付等）していただきたい。

なお、先進地視察に要する費用については、対象とはならない。

#### 【関係機関又は関係団体への委託】

（問16） 関係機関又は関係団体に委託する場合、民間事業者でもよいか。

（答）

保健事業の一部について委託することのできる関係機関又は関係団体には、民間事業者も含まれ得る。

ただし、特別調整交付金の交付を受けるにあたっては、当該委託事業について医療専門職が直接実施する等、事業の実施・運営等を適切に実施できる事業者であり、事業の企画段階から地域の医療関係団体と事業企画の相談を進める等、地域の医療関係団体等との間で円滑な連携関係を構築することができ、また、当該事業者の事業実施状況等について自治体が十分に把握・検証等を行える関係が整っていることが求められる。

#### 【事業の実施方法等】

（問17） 「低栄養防止・重症化予防の取組」について、(a)栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導と(b)生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導の2つが掲げられているが、いずれか一方を実施すればよいか。両方とも実施する必要があるのか。

（答）

低栄養防止・重症化予防の取組を推進するためには、かかりつけ医やかかりつけ歯科医師と配置された医療専門職が連携してこれらの取組を総合的に実施することが望ましいことから、(a)(b)両方の事業を実施することが適当である。

（問18） 「低栄養防止・重症化予防の取組」について「(a)対象者の抽出基準」は市町村独自で決定してよいか。

（答）

抽出基準の設定に際しては、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」別添P34に記載の対象者抽出の参考例をもとに市町村が設定していただきたい。



(問 19) 通いの場等において「基本チェックリスト」に加えて「後期高齢者の質問票」の活用する必要があるか。

(答)

一体的な実施を推進するにあたり、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握するためのツールとして、後期高齢者医療制度の健診においては「後期高齢者の質問票」を活用いただきたい。また、健診において得られた結果は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとして KDB システムにデータが収載されるため、収載されたデータを基に、経年推移についても把握しながら、適切な保健指導につなげていただきたい。

また、「後期高齢者の質問票」は、健診の場だけでなく、例えば通いの場等においても活用することを想定して作成しているため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の一環として通いの場等において健康教室等を開催している場合等において、当該質問票を適切に活用していただきたいと考えている。

ただし、これまでのデータの蓄積等も考えられることから、基本チェックリスト等を活用していただいても差し支えないが、その場合もできる限り KDB システムに記録を保管する等の対応を図っていただきたい。

(問 20) 「後期高齢者の質問票」には聞こえに関する項目はないが、対面で質問した際、回答者の聞こえに問題があると思われる場合には、どのような対応をしたらよいか。

(答)

「後期高齢者の質問票」には聞こえに関する項目はないが、高齢者が質問を聞き取りにくいなど、聴力に問題があると思われる場合には、適切な受診を促すことも必要となる。

なお、高齢者自身が聞こえについて確かめるアプリケーションが日本耳鼻咽喉科学会から紹介されており、ご本人による使用をサポートすることも問題ない。

【参考】日本耳鼻咽喉科学会ホームページ:<http://www.jibika.or.jp/citizens/index.html>